一般社団法人日本乳癌学会著作物の転載等許諾に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本乳癌学会(以下「本学会」という)に帰属する著作物について、転載その他の方法により利用する場合の申請手続き及び許諾等の基準を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 本規程における「著作物」とは、以下の各号に該当するものとする。
 - (1)本学会編集出版物
 - (2)Web上での公開資料ならびに発表
 - (3)その他(ロゴマーク、学術総会ポスター、等)

(申請)

- 第3条 著作物の転載もしくは利用を希望する者 (以下「申請者」という)は転載・利用許諾申請書 (以下「申請書」という)に必要事項を記入の上、本学会理事長宛に出しなければならない。
 - 2 申請書の提出先は本学会事務局とする。

(許可)

- 第4条 前条の申請があった場合は、広報・渉外委員会がこれを許可する。
 - 2 前項により許可した場合には、広報・渉外委員会委員長は理事会に報告するものとする。

(料金)

第5条 転載・利用の目的は、非営利目的、準営利目的、営利目的に分類し、非営利目的の場合は無料とし、それ以外の場合は予定の転載料を支払うものとする。

非営利:学術、教育などの目的のうち、公益目的その他非営利目的

準営利:主に学術を目的とする場合 営利:主に商用を目的とする場合

- 2 転載の目的は申請書記載の内容をもとに本学会にて判断するものとする。
- 3 営利目的の場合の転載料は、図表1点につき別途定め、これに発行部数を乗じて算出するものとする。

(転載条件)

- 第6条 申請者は、転載先著作物の引用文献欄に、転載元刊行物名、頁数、発行年を明記した上で、図表 説明文に刊行物名、発行年を記載するものとする。ただし、引用文献欄がない場合は、図表説明 文に刊行物名、頁数、発行年を記載するものとする。
 - 2 申請者が、転載許可対象の図表を一部改変して掲載しようとする場合は、事前に申請書に内容を明示して、申請しなければならない。広報・渉外委員会がこれを許可した場合、改変した内容についての記載を図表の説明文に加えるものとする。

(変更)

第7条 この規程は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

附則

この規程は、2012年5月26日から施行する。

規程改正履歴

2020年11月20日